

令和 3 年 2 月 1 日

ストックヤード安全作業マニュアル

廃棄物対策課

1. 目的

この安全作業マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、市内から分別し排出された一般廃棄物（可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装物、古紙・古布、ビン・ガラス、空き缶、ペットボトル、粗大鉄、粗ごみ中のアルミ類、被覆付き銅線、廃家電）をストックヤードに一時貯留、また再処理施設へ搬出する作業において適正かつ安全な作業を確保するとともに、危険および災害の防止を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ストックヤードとは、市内から分別し排出された一般廃棄物を一時貯留する施設をいう。
- (2) 従事者とは、ストックヤードの管理業務に従事する者をいう。
- (3) 施設管理者とは、守口市長をさす。
- (4) 受託施設管理者とは、ストックヤード管理業務委託者をさす。

3. 遵守義務等

従事者は、本マニュアルに定めた事項を遵守し、作業の効率化を図るとともに危害予防および災害防止に努めるものとする。また、ストックヤードでの安全に関する措置に協力するとともに、日常作業において事故等の災害に発展する恐れのある行為に遭遇したときは、従事者の責任者を通じて施設管理者に報告しなければならない。

4. 適用範囲

本マニュアルの適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 作業前の打ち合わせ
- (2) 車両の誘導及び指示
- (3) 一般廃棄物の受入れ作業
- (4) 薬剤散布作業
- (5) 整理・整頓および清掃
- (6) ごみ計量設備の作業等
- (7) 車両の清掃及び点検
- (8) ストックヤードの保全作業

5. 作業体制

従事者の責任者は、従事する業務の内容に応じて、必要な従事者の配置を行う。

6. 作業安全教育

従事者の責任者は、従事者に対して次のとおり安全教育を実施するものとする。

- (1) 毎月、当初に行う。
- (2) 新たに従事者の配置があったとき。

7. 一般廃棄物の搬入日時

一般廃棄物の搬入日時は、次のとおりとする。

- (1) 資源物等⇒一般廃棄物の搬入日は、月曜日から金曜日とする。
- (2) 資源物等⇒一般廃棄物の搬入時間は、原則9時から11時30分および13時から15時30分とする。
- (3) その他年末年始等で、施設管理者が指示する日時とする。

8. 作業時の服装等

作業中の服装等は、次のとおりとする。

- (1) 作業服を着用し、袖口のボタンを留めて作業すること。
- (2) 雨天時には、合羽を着用すること。
- (3) 安全靴を着用すること。
- (4) 安全帽および手袋を着用し、その他必要に応じて保護具を着用すること。

9. 日報の作成

作業終了後は、作業日報に必要事項を記入すること。

10. 安全作業手順

(1) 作業前の打合せ

- ①従事者の責任者は、作業前に1日の作業について従事者を全員集めた上で打合せを行うこと。
- ②従事者は、打合せに必ず参加し、作業内容および注意事項の確認を行うこと。

(2) 車両の誘導及び指示

受託施設管理者は以下の作業を行う。

- ①搬入する車両を一般廃棄物の種類に応じて、ストックヤードの貯留場所に誘導して受け入れ作業を行うこと。搬入者はその指示に従うこと。
- ②車両の誘導を行うときは、安全を確認しながら適切に行うものとする。

(3) 一般廃棄物の受入れ作業

受託施設管理者は以下の作業を行う。

- ①ストックヤードの各貯留場所には車両が一般廃棄物を種類別に順次搬入出するので、次の搬入出までの間にショベルローダーにて一般廃棄物を押込み、順次受入れが可能に

なるよう各貯留場所の管理を行うこと。

②ショベルローダーを運転するときは、ストックヤード内を運行する搬入出車両の運行や車両の誘導にあたる従事者に十分注意し、安全確認を行いながら作業を行うこと。

③ショベルローダーを運転する従事者は、運転技能講習修了証を携帯すること。

(4) 一般廃棄物の積込み作業

①一般廃棄物の積込みを行う際は、搬入車両との錯綜がないように十分注意すること。

②一般廃棄物の積載車両については、過積載にならないよう重量を確認しながら積込むこと。

③一般廃棄物の積込み作業を行う重機（ショベルローダーまたは油圧ショベル）の運転手は、運転技能講習修了証を携帯すること。

(5) 薬剤散布作業

受託施設管理者は以下の作業を行う。

①殺虫剤および消臭剤の散布作業については、薬剤の取扱説明書を熟読の上、必要に応じて薬剤用の手袋やゴーグル等の保護具を着用して作業を行うこと。

②移動式の薬剤散布機での作業時には、風向き等に注意を払い、周囲の状況を確認して他の搬入出者や従事者に薬剤がかからないよう作業を行うこと。

(6) 整理・整頓および清掃

受託施設管理者及び資源物引取業者は以下の作業を行う。

①清掃道具・スコップ・作業台等は、作業に支障が無いように整理すること。

②作業終了後は、ストックヤード床面および周囲に飛散している資源物等を清掃すること。

③ストックヤードの壁上に登っての作業は行わないこと。

④ストックヤードの壁上に乗った一般廃棄物は、作業台の上または床面からほうき等で払い落とすこと。

⑤ストックヤード周辺に飛び散った一般廃棄物は、収集して周囲の清潔を保持すること。

⑥作業終了後は、ストックヤード内が整理・整頓されていることを確認すること。

(7) ごみ計量設備の作業

受託施設管理者は以下の作業を行う。

①計量票の発行が必要なときは、計量操作を行うこと。

②ごみ計量に必要なデータの変更があるときは、変更した内容を入力し登録すること。

(8) 車両の清掃及び点検

①車両の始業および終業点検を行い、作業日報に点検結果を記入すること。

②作業終了後に、車両の清掃を行い、駐車位置に移動すること。

③必要に応じ、各部の給油、給脂を行い運転に支障が出ないように管理すること。

(9) ストックヤードの保全作業

受託施設管理者は以下の作業を行う。

①作業や清掃に必要な用具類は、強風で飛散しないよう格納すること。

②飛散しやすい一般廃棄物は、必要に応じてストックヤードに設置してある飛散防止用

ネットをかけること。

③ネットをかける作業は、作業台を利用して行うこととし、ストックヤードの壁上に登っての作業は行わないこと。

④定期的に排水の側溝及び会所の清掃を行い、詰まりやあふれを生じさせないこと。

⑤飛散防止用ネットに破れ等がないことを確認し、破れ等があった場合は必要に応じて補修を行うこと。

⑥必要に応じて緑地帯の除草及び剪定を実施すること。その際に使用する器具類については使用前に十分に点検、試運転を行い、安全確認すること。

⑦定期的にストックヤード内外を清掃し、景観の保持に努めること。

⑧悪天候後は、ストックヤード施設が被災していないか確認すること。

⑨被災箇所があれば、従事者の責任者を通じて施設管理者に報告を行うこと。

11. 事故等が発生したときの処置

(1) 事故等が発生した時は速やかに従事者の責任者を通じて施設管理者に報告を行うこと。

(2) 怪我人等があるときは、応急処置を行うこと。また、必要に応じて消防署（119）・警察署（110）に連絡すること。

(3) 従事者の責任者は、二次災害の防止を図ること。

12. その他

(1) 安全作業マニュアルの見直しについては必要に応じて行う。

附則

本マニュアルは、平成26年1月7日から施行する。

附則（平30年4月2日）

本マニュアルは、平成30年4月2日から施行する。

附則（平31年4月1日）

本マニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年2月1日）

本マニュアルは、令和3年2月1日から施行する。